

「がまだす地域づくり補助金・交付金」の事業を募集します

市では、市民が自ら考え実践する地域づくりを積極的に推進するため、市民団体などが、自主的・主体的に企画し、実施する地域づくり事業と、地域コミュニティ活動の維持・促進のため、町内会・自治会が取り組む地域づくり事業に対して「島原市がまだす地域づくり補助金・交付金」を交付します。

補助金 新たに簡易枠を設けました

■対象となる事業 次のすべてに該当する事業

- ①市民の福祉向上または公益上の必要性が認められる事業
- ②市内で実施される事業（関連事業の市外での実施も可とする）
- ③年度内（平成 25 年 3 月 31 日まで）に完了する事業
- ④新たにまたはステップアップを目指して実施する事業

■対象とならない事業

- ①特定の個人や団体の営利を目的とする事業
- ②宗教的活動または政治的活動を主たる目的とする事業
- ③地区住民の交流会などの親睦会的な事業
- ④売名を目的とする事業
- ⑤公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある事業
- ⑥市の他の補助金の交付を受ける事業
- ⑦その他市長が適当でないと認める事業

■補助を受ける団体の要件 次のすべてに該当する団体

- ①公益的な活動を行い、または行おうとしている団体
- ②主たる活動の場が市内にある団体
- ③5人以上で構成されている団体で、かつ、構成員の半数以上が、市内に住所、勤務先を有し、主たる構成員である団体
- ④代表者が明らかで、当該団体の設置の趣旨および活動の目的が定められた規約または会則などを備え、予算および決算などの会計処理が明確な団体

■補助金の額

・一般枠…対象経費の2分の1以内の額で、1事業につき50万円を限度額

・簡易枠…対象経費の2分の1以内の額で、1事業につき10万円を限度額

※簡易枠は内部審査とし手続きを簡素化

※1団体につき1事業とし、予算の範囲内で交付する

■応募期間

- ・一般枠…6月1日（金）から6月29日（金）まで
- ・簡易枠…随時応募を受け付けます

交付金 新たに設立した制度です

■対象となる事業

- ①地域見守り事業（ゴミ出し、声かけなど）
- ②環境美化事業（自主的な清掃活動など）
- ③絆・交流活性化事業（行事やイベントの開催）

■交付を受ける団体の要件 各地区町内会・自治会連絡協議会（7ブロック）

※ただし、各地区連絡協議会において過半数以上の町内会・自治会が取り組むことを要件とします

■交付金の額 該当するメニューごとに30万円（定額）を交付

（例）ある地区連絡協議会において「3つのメニュー」すべて実施する場合は90万円を交付
 $30\text{万円} \times 3\text{メニュー} = 90\text{万円}$

■申請手続き 補助金・交付金ともに、申請には申請書のほか関係書類が必要となりますので、応募を希望される団体は、事前にご相談ください

■問い合わせ先 政策企画グループ政策振興班（☎63-1111 内線141）

◆市ホームページアドレス

<http://www.city.shimabara.lg.jp/>

◆島原市の人口（5月1日現在）

人 □ 48,191人（前月比 + 52）

男 22,407人（前月比 + 27）

女 25,784人（前月比 + 25）

世帯数 18,970世帯（前月比 + 87）

出生23件 死亡63件 転入170件 転出142件

◆携帯電話版市ホームページ



携帯電話版の市ホームページも開設しています。QRコード対応機種の携帯電話では、左のコードからアクセスしてください。また、URLを直接入力してもアクセスできます。

URL <http://www.city.shimabara.lg.jp/m/>